

【窓口混雑防止のため、更新受付は郵送のみとしております。】

【更新申請の際は、個人番号の記入は必要ありません。】

【通帳のコピーが必要です】

【市役所でのコピーサービスはありません。】

【認定証の発行は7月以降となります。】

裏面の同意欄も必ず記入してください。

配偶者の有無	有 ・ 無	※面において「無」の場合には、以下の「配偶者に該当する事項」については記載不要です。
配偶者に 関する 事項	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	明 ・ 大 ・ 期 年 世 代 住 居 番 号
	住 所	
本年1月1日現在の住所		
課税状況	市町村民税 ・ 課税 ・ 非課税	

桜井市以外に住民登録のある配偶者の方は、非課税証明書を提出してください。

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	①生活保護受給者、市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者
	<input type="checkbox"/>	②市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【生活年金等・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額が10万円以下である場合
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	③生活年金等、障害年金等の合計が④の方は1000万円（夫婦は2000万円）、⑤の方は650万円（夫婦は1300万円）、⑥の方は550万円（夫婦は1100万円）、⑦の方は300万円（夫婦は600万円）以下です。⑧は25歳未満者100万円未満以下の場合、⑨の方は1000万円（夫婦は2000万円）以下です。
	<input type="checkbox"/>	④預貯金、有価証券等の金額の合計が④の方は1000万円（夫婦は2000万円）、⑤の方は650万円（夫婦は1300万円）、⑥の方は550万円（夫婦は1100万円）、⑦の方は300万円（夫婦は600万円）以下です。⑧は25歳未満者100万円未満以下の場合、⑨の方は1000万円（夫婦は2000万円）以下です。
(代理人の住所氏名連絡先等は必ず記入ください。)		
申請者氏名	連絡先(住宅・勤務先)	
申請者住所	本人との関係	

【8月以降、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・短期入所サービスをご利用する予定のない方は今回申請の必要はありません。】

《更新手続きの際の本人等確認書類等について》

○被保険者本人申請または代理申請ともに、本人等確認書類は必要ありません。
 ※結果通知は被保険者本人へ郵送されます。窓口で受け取ることはできません。

《預貯金等の写しの添付書類について》（配偶者分も必要です。）

Q 「預貯金等」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか。
A 以下の表のとおりです。

※ 申請に当たっては通帳の写し等の提出をお願いします。

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なもの対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手 が容易なものは添付を求めます)
預貯金（普通・定期）	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金（現金）	自己申告

負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します。（借用証書などで確認）また、価格評価は、申請日の直近2カ月以内の写し等により行います。

※ 預貯金等に含まれないもの
 ・ 生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など
 ・ 絵画、骨董品、家財など

※ 見開きの口座情報のページと直近2カ月の残高がわかるページをコピーしてください。
 ※ 定期預金（積立）も、残高等が確認できるページや証書をコピーしてください。

【見開きページ】

太郎銀行 支店コード (△△△△)			
メイギ			
サクライ タロウ			
通帳限度額等	店番	口座番号	発行番号
	〇〇〇	99999999	1
株式会社 桜井太郎銀行			
取扱支店 太郎支店			
TEL : 〇〇〇〇-〇〇〇-△△△△			
カード紛失センター 0120-〇〇〇〇〇〇			
この通帳を拾得された方は上記カード紛失センターへご連絡ください。			
【店名】太郎支店（読み タロウシテン）			
【店番】〇〇〇【預金種目】普通預金【口座番号】9999999			

【最新の残高ページ】

	年月日	取扱店	預り金額	支払金額	残高	
1	2019/3/1	〇〇〇	100		100	1
2	2019/3/2	□□□		100	0	2
3	2019/3/3	〇〇〇	100		100	3
4	2019/3/4	□□□		100	0	4
5	2019/3/5	〇〇〇	1000		1000	5
6	2019/4/1	□□□		1000	0	6
7	2019/4/2	〇〇〇	100		100	7
8	2019/4/3	□□□		100	0	8
9	2019/4/4	〇〇〇	1000		1000	9
10	2019/4/5	□□□		1000	0	10
11	2019/5/1	〇〇〇	10000		10000	11
12	2019/5/2	□□□		10000	0	12
13	2019/5/3	〇〇〇	100000		100000	13
14	2019/5/4	□□□		100000	0	14
15	2019/5/5	〇〇〇	50000		50000	15
16	2019/6/1	□□□		50000	0	16
17	2019/6/2	〇〇〇	100000		100000	17
18	2019/6/3	□□□		100000	0	18
19	2019/6/4	〇〇〇	50000		50000	19
20	2019/6/5	□□□		50000	0	20
21	2019/6/6	〇〇〇	100000		100000	21
22	2019/6/7	□□□	1000000		1100000	22
23						23

（1枚めくったページの見開きです）

書類不備の場合、理由を添えて全ての申請書類を返送いたします。

申請書の表面、裏面とも記入し、すべての通帳等の写しを添付したか、口座情報は正しく転写されているか、口座残高は読み取れるか等、必ずご確認ください。

紛失等により通帳の写しの添付ができない場合は、銀行等が発行する残高証明書を添付いただくか、キャッシュカードとATM取引の際の利用明細票の写し（残高記載のあるもの）を併せて添付（定期預金のない場合に限る）に代えることができます。